

議案第12号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>次長</u> 組織規則第7条第2項に規定する次長をいう。</p> <p>(15) <u>教育次長</u> 組織規則第7条第2項に規定する<u>教育次長</u>をいう。</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、<u>次長</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>次長</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、<u>次長</u>、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="220 1832 785 2033"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 本庁</td> <td rowspan="2">教育長</td> <td><u>次長（次長が不在のときは、教育次長）</u></td> <td rowspan="2">主務課長等</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>教育次長</td> </tr> </tbody> </table>				組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	教育長	<u>次長（次長が不在のときは、教育次長）</u>	主務課長等	次長	教育次長	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>教育次長等</u> 組織規則第7条第2項に規定する<u>教育次長及び次長</u>をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>教育次長等</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="817 1832 1382 2033"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 本庁</td> <td rowspan="2">教育長</td> <td><u>教育次長等</u></td> <td rowspan="2">主務課長等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	教育長	<u>教育次長等</u>	主務課長等		
組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																								
1 本庁	教育長	<u>次長（次長が不在のときは、教育次長）</u>	主務課長等																								
		次長		教育次長																							
組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																								
1 本庁	教育長	<u>教育次長等</u>	主務課長等																								

略
略

2 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより次長及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務については、次長、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

別表第1 (第3条、第4条、第7条、第8条関係)

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等 所長等
一 補助金等に関する事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令				
	ア 重要なもの		○		
	イ 略				
	(2) 検査の実施		○		
略					

略
略

2 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより教育次長等及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務については、教育次長等、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

別表第1 (第3条、第4条、第7条、第8条関係)

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長等	課長等 所長等
一 補助金等に関する事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令				
	ア 重要なもの		○		
	イ 略				
	(2) 検査の実施		○		
略					

三 その	略				
他の業	2 教育財産の取得に			○	
務に関	ついで意見の申出				
する事	略				
務	5 附属機関の委員の				
	任命				
	(1)・(2) 略				
	(3) (1)及び(2)			○	
	以外のもの				
	略				

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 地方 公務員 法（昭 和25年 法律第 261号） に 関 する 事 務 （事務 部局職 員に係 るもの に限 る。）	1 同法第17条の規定による職員の任命				
	(1) 次長、理事監、 <u>教 育次長</u> 、課長等及び所 長等並びにこれらに相 当する職の職員（以下 「管理職員」とい う。）に係るもの	○			
	(2) 略				
	2 同法第26条の5の規定 による自己啓発等休業の 承認及び承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	略				
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同 項第1号に該当するもの に限る。）				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職 員に係るもの				○
略					
7 同法第38条第1項の規					

三 その	略				
他の業	2 教育財産の取得に			○	
務に関	ついで意見の申出				
する事	略				
務	5 附属機関の委員の				
	任命				
	(1)・(2) 略				
	(3) (1)及び(2)			○	
	以外のもの				
	略				

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 地方 公務員 法（昭 和25年 法律第 261号） に 関 する 事 務 （事務 部局職 員に係 るもの に限 る。）	1 同法第17条の規定による職員の任命				
	(1) 理事監、 <u>教育次長</u> 等、課長等及び所長等 並びにこれらに相当す る職の職員（以下「管 理職員」という。）に 係るもの	○			
	(2) 略				
	2 同法第26条の5の規定 による自己啓発等休業の 承認及び承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	略				
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同 項第1号に該当するもの に限る。）			○	
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職 員に係るもの				○
略					
7 同法第38条第1項の規					

	定による営利企業の従事等の許可				
	(1) 非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの			○	
	(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可			○	
	略				
二 職員	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
の自己啓発等休業に関する	(1) 管理職員に係るもの			○	
条 例	(2) 略				
(平成	2 1に掲げるもののほか				
19年鳥	(1) 重要なもの			○	
取県条	(2) 軽易なもの				○
例第89					
号)に					
関する					
事 務					
(事務					
部局職					
員に係					
るもの					
に限					
る。)					
三 教育	略				
公務員	3 1及び2に掲げるもの				
特例法	のほか				
(昭和	(1) 重要なもの			○	
24年律	(2) 軽易なもの				○
第 1					
号)に					
関する					
事 務					
(事務					
部局職					

	定による営利企業の従事等の許可				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員、非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの				○
	(3) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可			○	
	略				
二 職員	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
の自己啓発等休業に関する	(1) 管理職員に係るもの			○	
条 例	(2) 略				
(平成	2 1に掲げるもののほか				
19年鳥	(1) 特に重要なもの			○	
取県条	(2) 重要なもの				○
例第89	(3) 軽易なもの				○
号)に					
関する					
事 務					
(事務					
部局職					
員に係					
るもの					
に限					
る。)					
三 教育	略				
公務員	3 1及び2に掲げるもの				
特例法	のほか				
(昭和	(1) 特に重要なもの			○	
24年律	(2) 重要なもの				○
第 1	(3) 軽易なもの				○
号)に					
関する					
事 務					
(事務					
部局職					

員に係るものに限る。)					
四 職員	略				
の任用に関する規則	3 1 及び2に掲げるもののほか				
(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)に関する事務(事務局職員に係るものに限る。)	(1) 重要なもの			○	
	(2) 軽易なもの				○
五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)に関する事務(事務局職員に係るものに限る。)	1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	

員に係るものに限る。)					
四 職員	略				
の任用に関する規則	3 1 及び2に掲げるもののほか				
(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)に関する事務(事務局職員に係るものに限る。)	(1) 特に重要なもの			○	
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○
五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)に関する事務(事務局職員に係るものに限る。)	1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 略				
	4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			○	

の				
(2) 略				
5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
(1) 管理職員に係るもの			<input type="radio"/>	
(2) 略				
6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
(1) 管理職員に係るもの			<input type="radio"/>	
(2) 略				
7 1から6までに掲げるもののほか				
(1) 重要なもの			<input type="radio"/>	
(2) 軽易なもの				<input type="radio"/>
略				
七 その	略			
他の業務に関する事務	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	<input type="radio"/>		
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）	<input type="radio"/>		
	4 略			
	5 略			
	6 略			
	7 略			

の				
(2) 略				
5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
(1) 管理職員に係るもの			<input type="radio"/>	
(2) 略				
6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
(1) 管理職員に係るもの			<input type="radio"/>	
(2) 略				
7 1から6までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの			<input type="radio"/>	
(2) 重要なもの				<input type="radio"/>
(3) 軽易なもの				<input type="radio"/>
略				
七 その	略			
他の業務に関する事務	2 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価</u>	<input type="radio"/>		
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）	<input type="radio"/>		
	4 <u>教育長の任免その他の人事</u>	<input type="radio"/>		
	5 <u>教育長職務代行者の指定</u>	<input type="radio"/>		
	6 略			
	7 略			
	8 略			
	9 略			

8	一から六まで及び1から7までに掲げるもののほか				
略					

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 長	次 長	課 長 等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関する 事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)に係 るもの に限 る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1)～(7) 略				
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可				○
	略				
二 教育 公務員 特例法 に関する 事務 (学校 教職員 に係る ものに 限る。)	略				
3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令					○
4 同法第22条の3第1項の規定による校長及び教職員としての資質に関する指標の策定等		○			
5 1から4までに掲げるもののほか					
(1)～(3) 略					

10	一から六まで及び1から9までに掲げるもののほか				
略					

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関する 事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)に係 るもの に限 る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1)～(7) 略				
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可				○
	略				
二 教育 公務員 特例法 に関する 事務 (学校 教職員 に係る ものに 限る。)	略				
3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令					○
4 1から3までに掲げるもののほか					
(1)～(3) 略					

略					
四 その 他の業 務に関 する事 務	略	○			
	4 鳥取県教員の指導改善 研修の実施等に関する規 則（平成20年鳥取県教育 委員会規則第2号）第5 条第1項又は第10条第1 項の規定による認定				
略					

4 小中学校課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教	専決権者		
		育 委 員 会	教 育 長	次 長	課 長 等

略					
二 教育 職員免 許法 (昭和 24年法 律第 147 号)に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規 定による普通免許状（特 別支援学校教諭及び養護 教諭に係るものを除 く。）の授与				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規 定による特別免許状（特 別支援学校教諭に係るも のを除く。）の授与			○	
略					
	4 同法第9条の2の規定 による免許状の有効期間 の更新又は延長（特別支 援学校の教員に対するも のを除く。）				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定によ る免許状の取上げ（特別 支援学校の教員に対する ものを除く。）			○	
	6 同法附則第2項の規定			○	

略					
四 その 他の業 務に関 する事 務	略	○			
	4 鳥取県教員の指導改善 研修の実施等に関する規 則（平成20年鳥取県教育 委員会規則第2号）第5 条第1項又は第10条第1 項の規定による認定（ <u>市 町村立学校教職員に係る ものに限る。</u> ）				
略					

4 小中学校課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教	専決権者		
		育 委 員 会	教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等

略					
二 教育 職員免 許法 (昭和 24年法 律第 147 号)に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規 定による普通免許状（特 別支援学校教諭及び養護 教諭に係るものを除 く。）の授与				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規 定による特別免許状（特 別支援学校教諭に係るも のを除く。）の授与			○	
略					
	4 同法第9条の2の規定 による免許状の有効期間 の更新又は延長（特別支 援学校の教員に対するも のを除く。）				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定によ る免許状の取上げ（特別 支援学校の教員に対する ものを除く。）			○	
	6 同法附則第2項の規定			○	

	による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				
略					
8	1から7までに掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 軽易なもの				○
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教	専決権者		
		育 委 員 会	教 育 長	次 長	課 長 等
一 教育 職員免 許法に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与（特別支援学校教諭に係るものに限る。）				○
略					
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				○
略					
7	1から6までに掲げる				

	による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				
略					
8	1から7までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの			○	
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教	専決権者		
		育 委 員 会	教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 教育 職員免 許法に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与（特別支援学校教諭に係るものに限る。）				○
略					
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				○
略					
7	1から6までに掲げる				

もののほか					
(1) 重要なもの					○
(2) 軽易なもの					○
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
略					

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	所長等
略					

もののほか					
(1) 特に重要なもの				○	
(2) 重要なもの					○
(3) 軽易なもの					○
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長	課長等
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長	課長等
略					

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長	課長等
略					

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長	所長等
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				
七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	（1） 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア <u>次長、教育次長、課長等及び所長等</u> に係るもの		○	
	イ <u>次長、教育次長、課長等及び所長等</u> 以外の職員に係るもの			○
	（2） 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）			
ア <u>次長、教育次長、課長等及び所長等</u> に係るもの		○		
イ <u>次長、教育次長、</u>			○	

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				
七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	（1） 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○		
	イ <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> 以外の職員に係るもの			○
	（2） 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）			
ア <u>教育次長等、課長等及び所長等</u> に係るもの	○			
イ <u>教育次長等、課長</u>			○	

	課長等及び所長等以外の職員に係るもの				
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号若しくは第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 次長、教育次長、課長等及び所長等に係るもの		○		
	イ 次長、教育次長、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理		○		
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
	ア 次長、教育次長、課長等及び所長等に係るもの		○		
	イ 次長、教育次長、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	略				
八 任 免、手 当等に 関する 事務 (本庁 組織の 職員に 係るも のに限 る。)	1 非常勤職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申				○
	2 1に掲げるもののほか				
	(1)・(2) 略				
	略				
十一 公 文書に	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第				

	等及び所長等以外の職員に係るもの				
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号若しくは第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 教育次長等、課長等及び所長等に係るもの	○			
	イ 教育次長等、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理	○			
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
	ア 教育次長等、課長等及び所長等に係るもの	○			
	イ 教育次長等、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	略				
八 任 免、手 当等に 関する 事務 (本庁 組織の 職員に 係るも のに限 る。)	1 非常勤職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申				○
	2 児童手当の受給資格及びその額の決定				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1)・(2) 略				
	略				
十一 公 文書に	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第				

関する 事務	2号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第7条第1項の規定による公文書（本庁組織が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定			
	ア 特に重要なもの	○		
	イ ア以外のもの			
	(ア) 全部開示の決定			
	a 重要なもの	○		
	b 軽易なもの		○	
	(イ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定及び存否応答拒否の決定			
	a 異例のもの	○		
	b a以外のもの		○	
	(2) 同条例第7条第2項の規定による決定期間の延長並びに同条第4項及び第5項の規定による期間の延長の特例の決定（本庁組織が保有している公文書の開示請求に係るものに限る。）			
	ア 特に重要なもの	○		
	イ 重要なもの		○	
	ウ 軽易なもの		○	
2	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（本			○

関する 事務	2号) 第7条の規定による公文書（本庁組織が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定			
	(1) 重要なもの	○		
	(2) 軽易なもの		○	
2	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（本	○		

庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。)			
(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）			<u>○</u>
(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定			
ア 重要なもの		<u>○</u>	
イ 軽易なもの			<u>○</u>
(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）			
ア 重要なもの		<u>○</u>	
イ 軽易なもの			<u>○</u>
(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定		<u>○</u>	
(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長			
ア 特に重要なもの	<u>○</u>		
イ 重要なもの		<u>○</u>	

庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。)			
(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）	<u>○</u>		
(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 軽易なもの			<u>○</u>
(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 軽易なもの			<u>○</u>
(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定	<u>○</u>		
(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長			
ア 重要なもの	<u>○</u>		

ウ 略				
(7) 同条例第24条の6 第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長				
ア 特に重要なもの	○			
イ 重要なもの		○		
ウ 略				
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 特に重要なもの	○			
イ 重要なもの		○		
ウ 軽易なもの			○	
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）				
ア 重要なもの		○		
イ 軽易なもの			○	
3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定		○		
(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定		○		
(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの		○		
イ 略				
(4) 同法第12条第1項		○		

イ 略				
(7) 同条例第24条の6 第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長				
ア 重要なもの		○		
イ 略				
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの		○		
イ 軽易なもの			○	
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）		○		
3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定		○		
(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定		○		
(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの		○		
イ 略				
(4) 同法第12条第1項		○		

の規定による処分基準の設定			
(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定	<u>○</u>		
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定	<u>○</u>		
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定	<u>○</u>		
(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議期間の設定	<u>○</u>		
(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事	<u>○</u>		

の規定による処分基準の設定			
(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定	<u>○</u>		
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定	<u>○</u>		
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定	<u>○</u>		
(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
ア 重要なもの	<u>○</u>		
イ 略			
(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議期間の設定	<u>○</u>		
(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事	<u>○</u>		

	前協議に関する異議の申出の処理				
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となる事項の認定				
	ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
	イ 略				
	(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理		<input checked="" type="checkbox"/>		
	(11) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出の処理		<input checked="" type="checkbox"/>		
	5 1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
	(2) 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
	(3) 略				
	略				
十七	その他の業務に関する事務	略			
	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定				
	(1) 管理職員に係るもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
	(2) 略				
	略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一	服	略	
務、研	4 職員に対する旅行命令		<input checked="" type="checkbox"/>

	前協議に関する異議の申出の処理				
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となる事項の認定				
	ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
	イ 略				
	(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理	<input checked="" type="checkbox"/>			
	(11) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出の処理	<input checked="" type="checkbox"/>			
	5 1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
	(2) 略				
	略				
十七	その他の業務に関する事務	略			
	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定				
	(1) 管理職員に係るもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
	(2) 略				
	略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一	服	略	
務、研	4 職員に対する旅行命令		<input checked="" type="checkbox"/>

修及び 手当等 に関する事務 (本庁 機関以 外の教 育機関 及び地 方機関 (以下 この表 におい て「教 育局 等」と いう。)に係 るもの に限 る。)	(教育局等の管理職員の 外国旅行に係るものを除 く。)その他の勤務命令 及びその復命の受理		
	<u>5</u> 1から <u>4</u> までに掲げる もののほか		
	(1)・(2) 略		
略			

修及び 手当等 に関する事務 (本庁 機関以 外の教 育機関 及び地 方機関 (以下 この表 におい て「教 育局 等」と いう。)に係 るもの に限 る。)	(教育局等の管理職員の 外国旅行に係るものを除 く。)その他の勤務命令 及びその復命の受理		
	<u>5</u> 児童手当の受給資格及 びその額の決定		○
	<u>6</u> 1から <u>5</u> までに掲げる もののほか		
(1)・(2) 略			
略			

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第 号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人